

ひびき

Vol.6

森まさき

議会報告

編集・発行

森まさき

TEL0859-39-3190

Fax0859-39-3191

〒689-3537

米子市古豊千 304

9月議会が開催されました

9月7日から9月24日まで18日間でした。

今議会は、米子市・淀江町合併にかかる議案が審議される大変重要な議会でした。

米子淀江両議会ともに、最終日賛成多数でこの議案を可決しました。今後、県知事への合併申請、県議会の議決、総務大臣の告示などを受けて、平成17年3月31日に新『米子市』が誕生することとなりました。

市長へ合併協定の調印及び合併期日の延期を要請

合併協定調印を9月20日に控え、議員の質問の中で、5月の合併特例法の改正により、合併期日17年3月31日を1日伸ばし、4月1日にすること①地方交付税の算定替えに

よるメリット（合併後11年後に4億65百万円）が生ずることが判明しました。

算定替えの件は、当局は当初より当然承知しており、国の三位一体の改革なども加味し、内部で検討した結果、「11年後の当てにならない交付税（4億65百万円）よりも、目の前の1億円（鳥取県の合併支援交付金の交付率が2分の1から3分の1になり、結果1億円市に入る県からの交付金が少なくなる）を選ぶべき」という検討結果だったというものでした。

ところが、これまでの、市議会合併調査特別委員会、米子市・淀江町合併協議会の中で、このことは全く議論されないままにきていました。特に、委員会の中で「年度を跨ぐことにより、国・県の財政支援はどのようなに違うのか？資料提出を求めるといふ発言があったにもかかわらず、提出された資料には、算定替えには全く触れていませんでした。

一方で、全国でこの算定替えを理由に合併期日を4月1日以降に変えるところが続出していました。これらことから、市議会ではこのことを全員協議会で対応を協議しました。結果、予定通りの日程で進めるのが良いという議員が多数を占めてしまいました。

このことから、9月16日づけで森外8名の議員連名で、「米子市・淀江町合併期日の変更と合併協議会での再協議についての申し入れ」を行ったところです。残念ながら、市長はこれを受け入れず、予定通りの日程で行われました。



森 OPINION

私は、生活圏と行政圏は同じであるべきと考えています。行政圏が違えば、都市計画の問題とか、道路・下水道の問題とか、その時々々の首長の考え方や、それぞれの財政状況があるために効率よく連携してできない。結果として、淀江町との合併には賛成です。

しかし、あえて今回は合併協定調印・合併期日の延期の申し入れをしました。これは、議会でも、合併協議会でも重要なことが議論されていないからです。今回のことが結果的に正しい判断だったとしても、合併期日を決めるのは合併協議会委員です。市長や事務方ではありません。少なくとも、持っている情報をすべて出して合併協議会の判断を仰ぐべきであつたはずですが、それが、緊急に協議会を開催し、経緯を説明し協議会の判断を仰ぐべきだったと思います。市長が言う「積極的な情報公開の下での市民参加の市政運営」には程遠いやり方だったと思います。

今回、合併さえしてしまえばよいというような議論もありましたが、私はその過程が重要だと考えています。充分な説明責任を果たしながら、自治体も変わって行かなければならないのではないのでしょうか？

合併議案可決
議員の在任特例を決定

合併議案は、①米子市及び淀江町の廃置分合②廃置分合に伴う財産処分③新市の議員定数(32名)④合併による経過措置(議員の在任特例(1年3ヶ月) 農業委員の在任特例(3ヶ月) ⑤淀江地域への地域審議会の設定、以上⑤議案でした。いずれも、賛成多数(④は23対8、それ以外は27対4)で可決されました。

森 OPINION

私は議員の在任特例には以下の3点の理由で反対しました。
①議員も新市誕生にあたり、新たな公約を掲げ選挙によって選任されるべき。
②市民の意見は、行財政の効率を考えると、「原則または定数特例」であるべきとの意見がほとんどであり、その意見を尊重するべき。
③新市の市長・議員の選挙がずれることにより、新たな選挙費用の負担が生じる。
在任特例を主張する議員からは、最後までなぜ在任特例なのか、市民が納得できる理由を明らかにしないまま、議員は合併後1年3ヶ月居座ることになりました。非常に残念に思っています。

9月議会質問

(1) 学校給食について

(ア) 給食時の食育指導について
食する時間、残滓
(イ) センターに配送校の引き取り時間について

(2) 都市計画について

(ア) 市街化調整区域の開発について
(A) ゆとり居住区域の指定について
(B) スケジュールについて
(イ) 都市計画区域の見直しについて
(A) 伯仙地区
(ウ) 線引き廃止問題について

(3) 下水道整備について

(ア) 今後の整備計画について
以上大項目3点について質問しましたが、次号で内容を報告します。

行政視察等報告

(1) 会派協働クラブ視察

◇(東京都三鷹市)
協働のまちづくり

市内6地区にコミュニティセンターが置かれ、職員雇用から運営まで、市から年間8千万円あまりの委託料を受け、地域住民協議会が運営していました。

◇(長野県飯田市)

環境自治体会議

環境政策を軸とした自治体ネットワークで、現在水俣市を始め71自治体が参加しています。年1回の総会が飯田市で行われ、参加してきました。来年は茨城県東海村です。<http://www.colgei.org/>

◇(松本市)

長野県NPOセンター

神宮寺住職高橋卓志さんが代表を勤めるNPOで、廃業した温泉旅館を介護保険施設によりみえらせるなど、全県で400人もの雇用をされていました。
<http://www.npo-nagano.org/>
<http://www.jinguuji.or.jp/>

◇(長野県小布施町)

観光のまちづくり

個人住宅の庭をオープンガーデンとして登録し、町はそれを地図にして観光スポットに常備。個人同士で庭の整備を競い合ったり、また、美しい庭が生まれ、観光地となっていく循環ができていました。町は花のまちづくりを掲げて推進しています。
<http://www.town.obuse.nagano.jp/obuse.hp/2kankou.htm>

(2) 建設水道委員会視察

◇(千葉県流山市)
借り上げ住宅営住宅

借り上げ住宅用の土地を提供可能な地主を募集し、国の補助金を受けながら地主が住宅建設をし、20年契約で市が借り上げるといふものです。借地料は借り上げ料に含まれますが、土地代が不要となります。

◇(会津若松市)

生活廃水対策

会津若松市も公共下水道と集落排水事業とで全市の生活廃水対策をする計画でしたが、見直し、新たな集落排水事業は行わず、公共下水道も市街化区域のみとして、その他の地域は市設置型の合併浄化槽で対応していました。

◇(宇都宮市)

市街化調整区域の開発緩和

都市計画法の改正により、一定要件を満たせば、調整区域の開発を可能とし、運用していました。

森 OPINION

たくさんの地域を視察し、大変勉強になりました。早速質問に生かしたのもあります。
現在はネットワークの時代で、ITを介していろいろなことが在宅で分かりますが、やはり現地で行けば分らないことがあります。それは、人の情熱や、心です。その情熱を大事にしたいと思います。